

群馬大学国際交流会館規程

平成16. 4. 1 制定
改正 平成17. 4. 1 平成20.12. 1
平成21. 4. 1 平成23.10. 1
平成25. 4. 1 平成26. 4. 1
平成29. 5. 1 令和 4. 4. 1
令和 5. 1. 1 令和 5. 4. 1
令和 7. 4. 1

（設 置）

第1条 群馬大学（以下「本学」という。）に、群馬大学学則第57条に基づく寄宿舍その他厚生保健の施設として、群馬大学国際交流会館（以下「会館」という。）を置く。

（目 的）

第2条 会館は、教育研究上の国際交流の推進に寄与するために、本学に在籍する外国人留学生（以下「留学生」という。）及び外国人研究者（以下「研究者」という。）に居住の場を提供するための施設とする。

（会館の構成）

第3条 会館は、会館（前橋）及び会館（桐生）をもって構成する。

2 居室等数は次表のとおりとする。

居室	会館（前橋）	会館（桐生）	備考
单身室	23	34	家族を伴う場合は使用不可
夫婦室	—	3	配偶者以外の家族を伴う場合は使用不可
家族室	—	3	
短期滞在型宿泊室	—	3	1か月未満の短期滞在の場合に使用
計	23	43	

（館 長）

第4条 会館に館長を置き、大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター長（以下「センター長」という。）をもって充てる。

2 館長は、会館の業務を総括する。

（審 議）

第5条 会館の管理運営に関する重要事項は、大学教育・学生支援機構グローバルイニシアチブセンター運営会議において審議する。

（入居資格）

第6条 会館に入居できる者は、次の各号に掲げる施設に応じ、それぞれ当該各号に掲げ

るいずれかに該当する者とする。

(1) 会館（前橋）

ア 留学生

イ 研究者

ウ その他館長が適当と認めた者

(2) 会館（桐生）

ア 留学生及びその家族（配偶者及び子供に限る。）

イ 研究者及びその家族（配偶者及び子供に限る。）

ウ その他館長が適当と認めた者

（入居の申請、選考及び許可）

第7条 会館に入居を希望する者は、所属学部等を経て館長に申請をしなければならない。

2 会館に入居する者の選考及び許可は、館長が行う。

（入居の手続）

第8条 前条の規定により入居の許可を受けた者は、所定の期日までに入居の手続をしなければならない。

（入居許可の取消し）

第9条 入居の許可を受けた者が入居の手続を行わないとき又は提出書類に虚偽の内容を記載した事実が判明したときは、入居の許可を取り消す。

（入居期間）

第10条 会館に入居することのできる期間は、1年以内とする。

2 館長がやむを得ない事情があると認めた場合は、前項の規定にかかわらず、入居期間を延長することができる。

3 入居の許可を受けた者は、原則、入居期間の最終月の25日までに退去しなければならない。

（寄宿料及び使用料）

第11条 会館に入居した者（以下「入居者」という。）は、留学生にあっては寄宿料を、研究者及びその他館長が適当と認めた者にあっては使用料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 既納の寄宿料又は使用料は、返還しない。

（光熱水料等）

第12条 入居者は、前条第1項の寄宿料又は使用料のほか、生活に必要な電気、ガス、水道料及びその他の経費（以下「光熱水料等」という。）を負担し、所定の期日までに納付しなければならない。

（施設保全等の義務）

第13条 入居者は、会館の施設、設備、備品等の保全、防災及び保健衛生に留意し、快適な環境の保持に努めなければならない。

（賠償義務）

第14条 入居者は、故意又は過失により、会館の施設、設備及び備品等を滅失、破損又は汚損したときは、速やかに館長に届け出るとともに、これを原状に回復し、又はその損

害を賠償しなければならない。

(退 去)

第15条 入居者が、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに会館から退去しなければならない。

(1) 入居許可期間が満了したとき。

(2) 第6条各号に規定する入居資格を失ったとき。

(3) 第11条に規定する寄宿料又は使用料及び第12条に規定する光熱水料等を納付しないとき。

(4) 前条に規定する賠償義務を履行しないとき。

(5) 健康上の理由により会館における集団生活に適さないと認められたとき。

(6) その他会館の管理運営上著しく支障があると認められたとき。

2 前項第1号及び第2号の事由のうち特別の理由があるときは、館長が退去の猶予を認めることができる。

3 第1項の規定により入居者が被る費用その他の損失については、本学はその責を負わない。

(事 務)

第16条 会館に関する事務は、学務部海外交流課及び桐生地区事務部において処理する。

(規程の改廃)

第17条 この規程の改廃は、センター長が行う。

(専 決)

第18条 理工学府長及び食健康科学研究科長は、会館（桐生）に係る第6条第2号ウに規定する入居資格の認定、第7条第2項に規定する入居の選考及び許可、第10条第2項に規定する入居期間の延長の許可及び第15条第2項に規定する退去の猶予について専決する。

(雑 則)

第19条 この規程に定めるもののほか、会館の管理運営に関し必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行する。